

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 28 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 14 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 21 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 27 日 午前 10 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 28 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 10 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	48,380,000 38,704,000		9,676,000	143,706	30,826



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 八王子市横山町150番地1

建物の名称 クリオ八王子横山町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 横山町150番1の1402

建物の名称 1402

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 14階部分 93.00平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 八王子市横山町150番1

地 目 宅地

地 積 1133.95平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 660622分の9709



物 件 明 細 書

令和 8年 2月12日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 近 藤 敏 幸

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。ただし、本件請求債権はその一部である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも掲載されています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 八王子市横山町 1 5 0 番地 1

建物の名称 クリオ八王子横山町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 横山町 1 5 0 番 1 の 1 4 0 2

建物の名称 1 4 0 2

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 4 階部分 9 3 . 0 0 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 八王子市横山町 1 5 0 番 1

地 目 宅地

地 積 1 1 3 3 . 9 5 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 6 6 0 6 2 2 分の 9 7 0 9



令和 7 年 (又) 第 131 号
令和 7 年 11 月 19 日受理
令和 8 年 1 月 20 日提出
(評価人 松 岡 利喜雄)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部

執行官 中 田 健 一

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 八王子市横山町 1 5 0 番地 1

建物の名称 クリオ八王子横山町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 横山町 1 5 0 番 1 の 1 4 0 2

建物の名称 1 4 0 2

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 4 階部分 9 3 . 0 0 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 八王子市横山町 1 5 0 番 1

地 目 宅地

地 積 1 1 3 3 . 9 5 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 6 6 0 6 2 2 分の 9 7 0 9



(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
建物管理人	1 本件建物は、現在は誰も使用していません。
管理会社社員	1 執行官から、本件建物の最初の入居者の届出について質問がありましたので調べたのですが、古い入居者名簿がなく不明です。 2 記録によると、本件建物については、AさんがBさんを相続したと、Aさんから連絡があったようです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 郵便受け及び表札の表示はない。
- 3 ライフライン調査の結果、水道の契約者は所有者Aである。電気及びガスは供給停止している。
- 4 関係人の陳述は前記のとおりである。
- 5 所有者Aに照会書を送付したが、回答を得られなかった。
- 6 立ち入り調査したところ、建物内の徴表はBであり、Aの徴表は見当たらない。
- 7 Bは姓がAと同じである。符号1土地の登記事項証明書によると、昭和51年に同土地を取得しており、本マンション建設時の地権者である。東京カンテイの14階平面図には、本件建物は「事業協力者用住戸」と表示されており、間取図がないことから、地権者であるBが取得した可能性がある。また、Aから管理組合に対して本件建物をBからAが相続したとの通知がされている。
- 8 Bの住民票(除票)について送付嘱託したところ、該当者なしとの回答であった。不動産登記上の住所でも該当がないことから、相当以前に住民登録がなくなっていると思われる。
- 9 現場の状況は、ライフラインの供給状況も勘案すると、現在は誰も使用していないものと思われる。
- 10 本件建物の占有状況については、上記資料及び現場の状況から、前記のとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年11月20日 ： ー :	当 庁	ライフライン調査照会書郵送
7年12月 2日 11:25-11:49	物件所在地	物件確認, 外観写真撮影, 物件調査, 占有調査, 関係人に面接聴取, 照会書差し置き
7年12月 4日 ： ー :	当 庁	管理費等調査照会FAX 照会書送付(所有者)
7年12月17日 10:00-10:57	物件所在地	物件調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成, 関係人に面接聴取, 評価人同行
7年12月23日 ： ー :	当 庁	送付嘱託(八王子市)
年 月 日 ： ー :		
年 月 日 ： ー :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件が施錠されている場合に備えて, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和 7年12月17日

目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人Cを立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

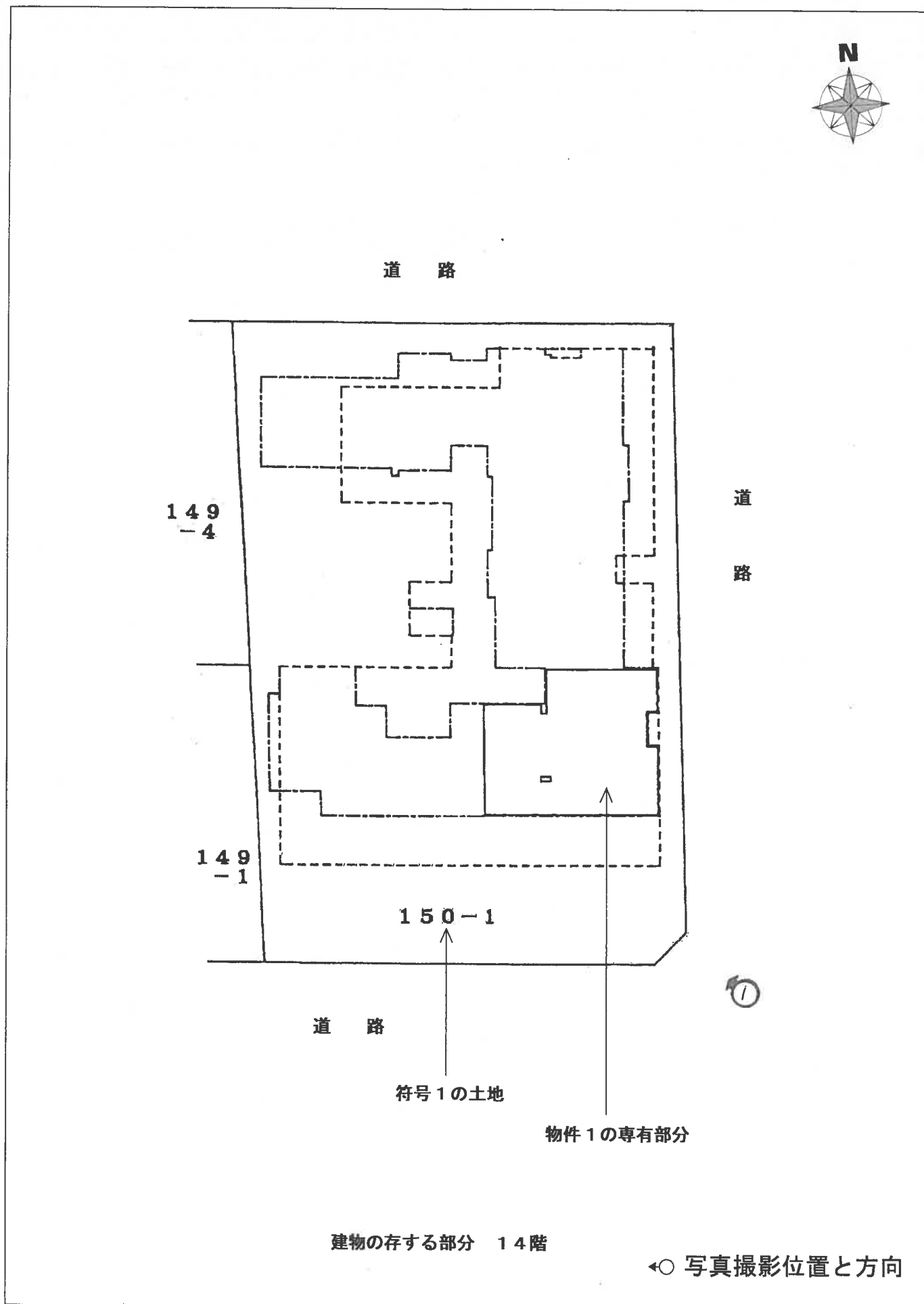
☐ 令和 年 月 日

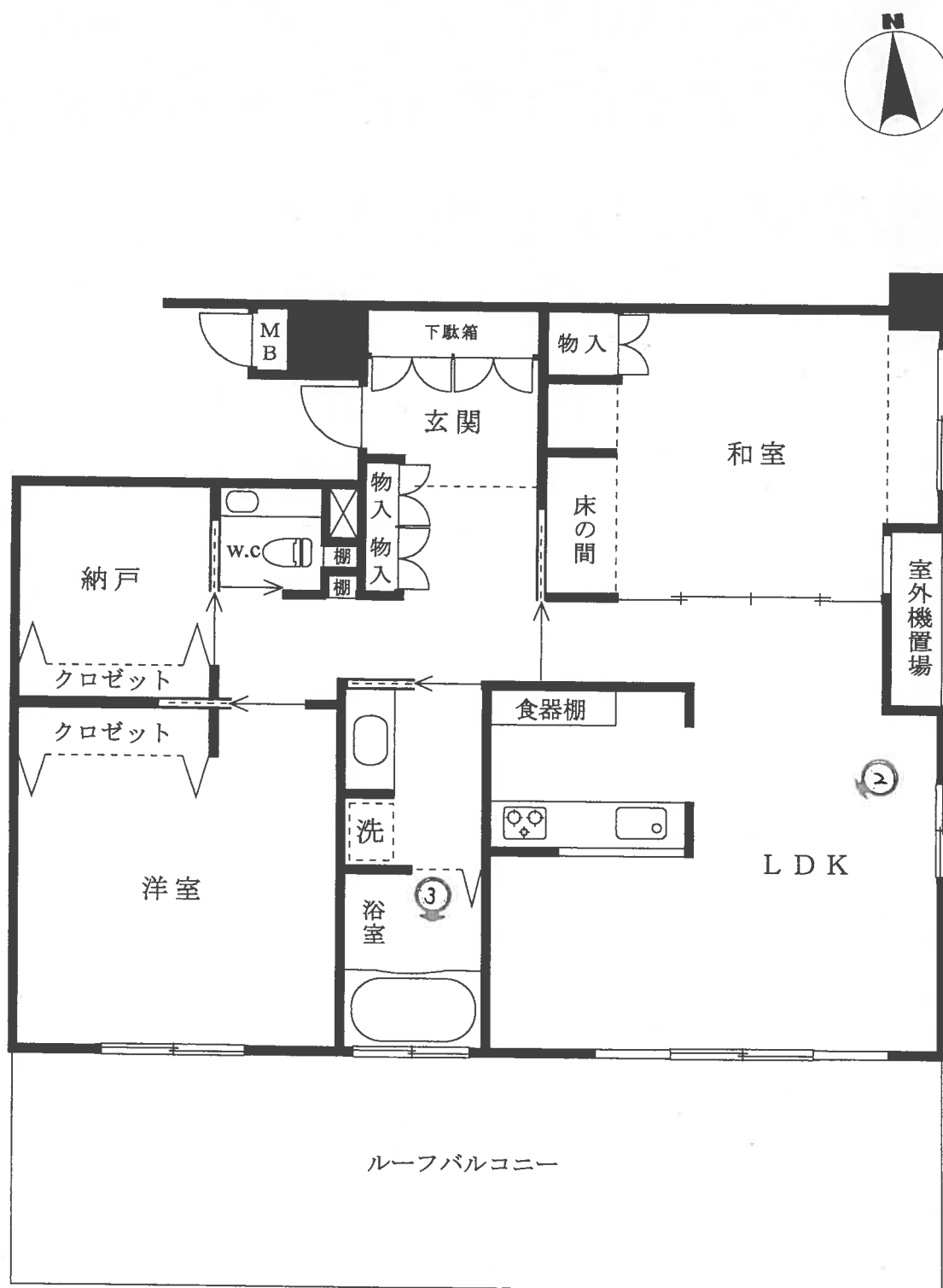
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(土地建物位置関係図)





◀○: 写真撮影位置と方向

令和 7 年(ヌ)第 131 号
令和 7 年 12 月 17 日 現地調査
令和 8 年 1 月 19 日 評価

東京地方裁判所立川支部
民事第 4 部不動産執行係 御中

評 価 書

評価人 松岡 利喜雄

第 1 評価額

物 件 番 号	評 価 額
物 件 1	金 48,380,000円

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

番号	所在等	登記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 八王子市横山町 1 5 0 番地 1

建物の名称 クリオ八王子横山町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 横山町 1 5 0 番 1 の 1 4 0 2

建物の名称 1 4 0 2

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 4 階部分 9 3 . 0 0 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 八王子市横山町 1 5 0 番 1

地 目 宅地

地 積 1 1 3 3 . 9 5 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 6 6 0 6 2 2 分の 9 7 0 9

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地（符号1）の概況及び利用状況等

位置・交通	J R 中央線「八王子」駅の北方・道路距離約450m（徒歩約6分）及び京王線「京王八王子」駅の北西方・道路距離約300m（徒歩約4分）に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付近の状況	近隣は、八王子市中心部に位置し、国道20号線沿いに中高層の店舗事務所ビルや店舗付マンション等が建ち並ぶ商業地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 商業地域 80% 600% 防火地域 宅地造成等工事規制区域 駐車場整備地区 中心市街地環境整備区域 立地適正化計画（居住誘導区域・都市機能誘導区域） 景観計画区域
画地の状況	地積形状 間口・奥行 地勢 その他	1,133.95㎡ ほぼ長方形 間口約28m、奥行約41m （上記間口、奥行は北側道路からの概測による） ほぼ平坦 法務局で調査したところ、符号1の土地を直接求積した地積測量図は見当たらなかった。
接面道路の状況等	北側で幅員約22m舗装国道（建築基準法第42条第1項第1号）とほぼ等高に、東側で幅員約7.5m～8m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号）とほぼ等高に、南側で幅員約4m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号）とほぼ等高に、それぞれ接面する三方路画地。	
土地の利用状況等	◇ 符号1の土地は後記一棟の区分所有建物の敷地として利用されている。 ◇ 建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	

供給処理 施設(基本的 には敷地内へ の引き込みの 有無を基準と している)	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あ り あ り あ り
土地の履歴等	◇ 土地閉鎖登記簿と過去の住宅地図で地歴を調査したところ、昭和34年以降の本件土地所有者は個人、平成16年からは本件マンションの建築会社及び区分所有者であり、昭和55年版の住宅地図では木工所・店舗・倉庫等の敷地、平成5年版及び平成14年版の住宅地図では店舗・一般住宅・事務所ビルの敷地及び駐車場であったことが分かった。	
特 記 事 項	◇ 本物件は中心市街地環境整備区域（複合商業・業務ゾーン）内にあり、事業者は①壁面後退、②建物用途、③敷地面積について、中心市街地環境整備基準に定める基準に適合させるように努めることが求められており、建築確認申請前までに、「八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱」に基づき八王子市との事前協議が必要となる。詳細は八王子市開発指導課で確認することを要する。 ◇ 本物件は、八王子市景観計画区域（甲州街道沿道地区）内に存するため、建築物の新築・増改築、工作物の新設・増改築、開発行為、木竹の伐採、土石等の堆積等で一定規模以上のものは、八王子市に届け出る必要がある。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	クリオ八王子横山町			
建物の用途	店舗付住居（総戸数 100 戸（管理室は除く））			
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数		平成 18 年 2 月 27 日 新築 約 20 年 約 30 年	
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造陸屋根 1 4 階建			
	1 階	623.01 m ²	8 階	456.92 m ²
	2 階	475.84 m ²	9 階	456.92 m ²
	3 階	524.29 m ²	1 0 階	524.29 m ²
	4 階	524.29 m ²	1 1 階	524.29 m ²
	5 階	524.29 m ²	1 2 階	524.29 m ²
	6 階	524.29 m ²	1 3 階	524.29 m ²
	7 階	524.29 m ²	1 4 階	464.18 m ²
				延床面積 7,195.48 m ²
仕 様	外 壁 そ の 他	タイル貼等 なし		
設 備 等	エレベーター 駐 車 場 そ の 他	あ り あ り オートロック、集合郵便受、宅配ボックス 駐輪場、ゴミ置場等		
建物の品等	やや優る			
管理の形態等	管 理 組 合 管 理 方 式 管 理 会 社 そ の 他	あり 委託 明和地所コミュニティ株式会社 管理人室あり		
管理の状況	普通			
特 記 事 項	◇ 本件建物については、検査済証の交付記録がある。			

(2) 専有部分の概要

構造・種類	鉄筋コンクリート造1階建・居宅		
位 置	14階端部に位置する角部屋(採光は南・東の二面)		
床 面 積	専 有 面 積	93.00㎡(登記記載)	
間 取 り	2LDK+納戸 (LDK、洋室、和室、浴室、洗面室、トイレ、納戸等)		
バルコニー等	南側にルーフバルコニーがある。		
仕 様	天 井 床 内 壁 設 備 そ の 他	クロス・目透かし天井等 フローリング・畳・塩ビシート等 クロス等 台所・洗面室・浴室・トイレ等	
保守管理の 状態	概ね普通 ※但し、空室の状態であるため、特記事項に留意を要する。		
管 理 費 等	管 理 費	月 額	16,110 円
	修 繕 積 立 金	月 額	11,750 円
		月 額	円
	合 計	月 額	27,860 円
	滞 納 額	滞納額合計 1,966,765円 (令和7年12月5日現在) 上記滞納額は令和2年10月分～令和7年12月分の合計	
	備 考	上記滞納額には弁護士費用等239,445円が含まれているほか、遅延損害金168,157円(年利12%)が加算される。今後も滞納が続くことが予測される。	
専有部分の 利用状況等	◇ 物件1 専有部分は、所有者が空室の状態で所有し占有している (詳細は「現況調査報告書」参照)。		
特 記 事 項	◇ 室内は、トイレの便器と洗面室の洗面器が汚れていたほかは特段目立った破損箇所や汚れ等はなく、全体としての保守管理状況は概ね経年相応であるものと認められた。 ただし、空室の状態であったため、建物及び設備等の不具合の有無については不明であることに留意を要する。		

第5 評価額算出の過程

本件は区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価（円／㎡） ア	床面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物価格（円） エ
422,000	× 93.00	× 0.59	= 23,160,000

総額（円）については、1万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 再 調 達 原 価 ： 再調達原価は共用部分等を含む。

イ 床 面 積 ： 登記記載面積を採用。

ウ 現 価 率 ： 対象建物の現況を考慮して、経済的残存耐用年数、残価率を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を求めた。

- ・ 経済的残存耐用年数は、物理的・機能的及び経済的観点から建物の現況等を考慮して査定したものであり、税務上の耐用年数とは必ずしも一致するものではない。
- ・ 観察減価については、建物の経過年数、専有部分内部の状態、建物の保守管理の状況のほか、観察不能部分に伴う不測の減価等を総合的に勘案して判定した。

- ・ 経過年数約20年、経済的残存耐用年数約30年、観察減価率10%、残価率10%

$$\text{現価率} : 0.1 + (1 - 0.1) \times 30 / (20 + 30) \times (1 - 0.1) = 0.59$$

(小数第3位を四捨五入)

② 敷地権価格（符号 1 の土地）

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更地価格		地 積 (㎡)	建付減価	敷地権の割合	敷地権価格 (円)
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ				
698,000	× 1.08	×1,133.95	×1.00	×9,709 / 660,622	= 12,560,000

ア 標準画地価格 : 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。
 なお、標準画地は、近隣において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 公示地 八王子 5-1-1 】

$$\begin{array}{ccccccccc}
 \text{(公示価格)} & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & \text{(規準価格)} & & & & \\
 480,000 \text{ 円/㎡} \times & 109/100 \times & 100/100 \times & 100/75 & = & 698,000 \text{ 円/㎡} & & & \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正： 令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正： 公示地は概ね標準的画地であり、補正の必要なし。

地域格差： 公示地の所在する地域は対象地域に比較して環境・交通接近条件等が劣っていることを考慮して判定した。

イ 個別格差： 個別格差率を以下のとおり査定した。

三方路(+8)

相乗積:1.08

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 敷地と建物との適応状態を考慮して、必要なしと判断した。

オ 敷地権の割合： 登記記載による。

2 積算価格の判定（敷地権付建物の価格）

建物価格(円) ア	敷地権価格(円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価 修正 オ	積算価格(円) カ
23,160,000	+ 12,560,000	× 1.50	× 1.20	× 1.00	=64,300,000

ア 建物価格：前記1①エ

イ 敷地権価格：前記1②カ

ウ 価格補正： 1.50 （当該マンション及び周辺類似地域に所在する同類型の中古マンションの売買事例や売り希望価格などを参考に、価格補正を行った）

エ 個別格差

階層別補正： 1.11 （14階） ※ 基準階：2階

位置別補正： 1.05 （14階端部に位置する角部屋（採光は南・東の二面））

その他補正： 1.03 （ルーフバルコニーあり）

相乗積： $1.11 \times 1.05 \times 1.03 = 1.2$

（小数第3位を四捨五入）

オ 占有減価修正： 1.00 （必要なし）

Ⅱ 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するため、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより、分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の 有効純収益 現価の合計 ア	正味復帰価格の現価					DCF法 による価格 ア+カ=キ キ
	4年目の 正味純収益 イ	最終 還元 利回 り ウ	3年目期末 復帰価格※1 イ÷ウ×(1-0.03) エ	複利 現価率 ※2 オ	正味復帰 価格の現価 エ×オ カ	
6,536,516円 (17.0%)	2,326,148円	6.0%	37,606,059円	0.8468	31,844,811円 (83.0%)	38,381,327円 = 38,380,000円 (100.0%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$\frac{1}{(1 + 0.057)^3} = 0.8468 \quad (\text{小数第5位を四捨五入})$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の正味純収益：保有期間終了後（4年目）の正味純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の正味純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。

本件においては、積算価格に対して収益価格が低位に求められた。対象不動産は自用のファミリータイプマンションであることから、取引市場においては居住の快適性が重視される傾向にある。よって、積算価格を重視し、収益価格を参酌のうえ、調整後の価格を下記のとおり求めた。

① 積 算 価 格	64,300,000円
② 収 益 価 格	38,380,000円
③ 調 整 後 の 価 格	61,710,000円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格 (円) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 (敷金等) オ	評 価 額 (円) カ
61,710,000	× 1.0	× 0.8	× 0.98		=48,380,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：必要なし。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

エ 滞納管理費等
相当額の減価：前記管理費等の滞納額及び滞納状況並びに申立債権が本件滞納管理費等であることを考慮した修正を行った。

オ その他控除
(敷金等)：買受人の引き受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

第6 参考価格資料

【指標とした公示価格】

	公示価格	八王子 5-11
価 格 時 点	令和7年1月1日	
所 在 及 び 地 番 「 住 居 表 示 」	八王子市横山町119番2 「横山町9-13」	
1 m ² 当たりの価格	480,000円/m ²	
地 積	118m ²	
周 辺 の 土 地 の 利 用 の 現 況	中高層の店舗、事務所ビルが建ち並ぶ商業地域	
前 面 道 路 の 状 況	北22m国道	
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水	
交通施設との接近の状況	八王子 580m	
法 令 上 の 制 限	商業 (80、600) 防火	

第7 附属資料の表示

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

以 上

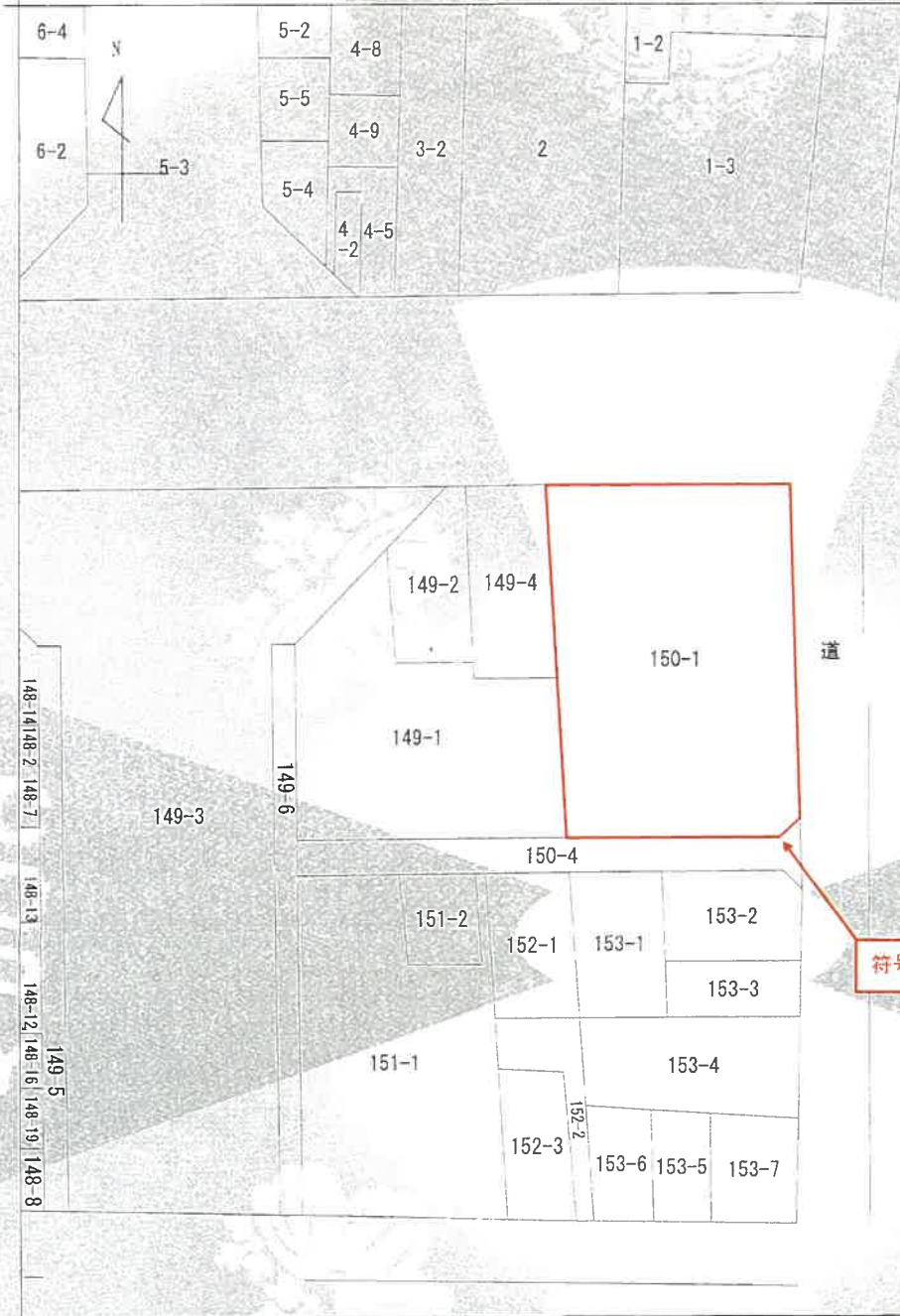
位置図



公示地
八王子5-11

対象不動産

株式会社 昭文社発行
「都市地図」より複製



符号 1 の土地（敷地権）

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	横山町
--------	-----

請 求 部 分	所 在				八王子市横山町		地 番	150番1			
出 力 縮 尺	1/600		精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原 図)				補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局八王子支局管轄)

令和7年10月14日
東京法務局品川出張所
登記官

登記年月日：平成18年3月8日

これは図面に記録されている内容を証明した地図である

(東京訟務局八王子支局管轄)

令和7年10月14日

東京訟務局品川出張所

登記官

平成28年 8月 8日 登記

請求番号：32

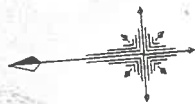
A3をA4に縮小

-16-

建物図面

各階平面図

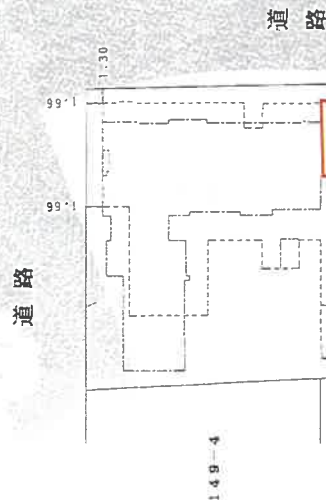
家屋番号	横山町150番1の 1402
建物の所在	八王子市横山町150番地1



求積表

3.800 × 0.595	=	2.2610
10.515 × 6.455	=	67.8743
6.350 × 2.870	=	18.2245
0.685 × 2.725	=	1.8666
0.685 × 4.350	=	2.9798
0.670 × 0.307	=	-0.2052
計		93.0005

床面積 93.00㎡



物件1 専有部分建物

道路

建物の存する部分 14階

符号1の土地(敷地権)

353850

作製者

平成18年3月3日(作製)

申請人

縮尺 1/500